

⑥ マイナンバーカードがあれば転出の届出がスマートフォン等から申請できます

問 デジタル戦略課(内線 217) 市民課(内線 148)



マイナポータル



デジタル庁

マイナンバーカードがあれば転出の届出がスマートフォン等から申請でき、市役所への来庁が原則不要となります。手続きは、マイナポータル(右上の二次元コード)からできます。なお、転入先市区町村の窓口では、これまでどおり転入届等の手続きが必要です。

※マイナポータル：マイナンバーカードでさまざまな申請が行えたり、ご自身の診療・薬剤情報、特定健診情報等が確認できます。詳細はデジタル庁の「引越しワンストップサービス」(右上の二次元コード)をご覧ください。

⑦ ごみ集積所はマナーを守って使いましょう

問 資源循環課(内線 129)

○集積所はごみ箱ではありません。

ごみ集積所は、地域の皆さんの協力により管理されています。通りがすがりの集積所へポイ捨てや不法投棄をしないでください。

○ごみ出しのルールを守りましょう。

- ・分別の方法を守り、収集日の午前8時までに出してください。
- ・市指定ごみ収集袋には氏名を書く欄があります。記入しないまま出してしまうと、集積所に残された際に誰が片付けるべきか分からなくなってしまいます。

ルールを守らずにごみを出すと、地域の皆さんの迷惑になります。ご理解ご協力をお願いします。

⑧ 事業系ごみは自己処理が原則です

問 資源循環課(内線 129)

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として、事業者の責任で適正に処理することが法律で義務づけられています(廃棄物の処理および清掃に関する法律 第3条第1項)。

事業活動に伴って出るごみは、「質」や「量」にかかわらず「事業系ごみ」となるので、「家庭ごみ」とは異なり市では収集しません。

「事業系ごみ」は自らごみ処理施設等に持ち込むか、または収集運搬の許可業者に委託して処理することになります。

なお、住宅と併設されている事業所(住まいと事業所が一緒)については、家庭から出るごみは「家庭ごみ」として、事業活動から出るごみは「事業系ごみ」として分けて処理をお願いします。

⑨ エコフロンティアかさま環境保全委員会を開催します

問・申 (一財)茨城県環境保全事業団 Tel 0296-70-2511

委員会は傍聴することができます。

日時 3月5日(日)午後1時30分～

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的研修室(笠間市福田 165-1)

内容 議題：環境モニタリング結果など

定員 10名(先着順)

申込方法 (一財)茨城県環境保全事業団に直接電話でお申し込みください。

申込期限 2月22日(水)

市役所職員などを騙^{かた}って口座番号などを聞き出す詐欺にご注意ください。